

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月9日	紀北交通株式会社(法人番号 6170001008103) 代表者岩根幸代	和歌山県紀の川市粉河 1514番地の5	本社	和歌山県紀の川市粉河1514番地の5	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年11月12日、長期未実施を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1
令和3年4月13日	株式会社国際興業大阪(法人番号 4120001200005) 代表者山本康夫	大阪府大阪市住吉区浅香 1丁目1-10	我孫子	大阪府大阪市住吉区浅香1丁目1-10	輸送施設の使用停止(44日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年10月30日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5
令和3年4月20日	鳩タクシー株式会社(法人番号 2120001125410) 代表者馬場毅	大阪府大阪市生野区巽西 2-15-25	本社	大阪府大阪市生野区巽西2丁目15番25 号	輸送施設の使用停止(40日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年10月28日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	4	4
令和3年4月23日	都タクシー株式会社(法人番号 7130001030472) 代表者筒井政善	京都府向日市寺戸町久々 相20-9	上鳥羽	京都府京都市南区上鳥羽塔ノ本30-2	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年4月27日	有限会社ダイヤモンド(法人番号 2140002015006) 代表者青田英子	兵庫県神戸市須磨区妙法 寺字上野路1068	本社	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字上野路 1068番	輸送施設の使用停止(88日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和2年12月14日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	14	9